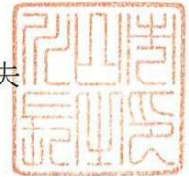


川 街 発 第 1 号
令和 5 年 4 月 4 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 5 年 1 月 3 0 日執行の都市整備部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（街路事業課）

街路事業課の郵便切手等の受払いにおいて、出納の管理が川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

街路事業課が備える郵便切手等について、川口市文書管理規程に則り、すべての金種に係る郵便切手等受払簿を遺漏なく作成し、担当者及び責任者による複数体制での出納管理を徹底するよう事務を改めました。

